令和4年度 沿岸荷役主任者教習の講師養成研修

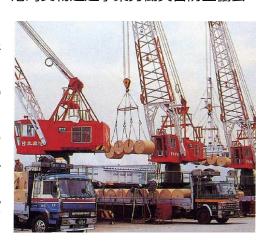
港湾貨物運送事業労働災害防止協会

沿岸荷役主任者は,港湾の沿岸荷役作業において 作業を指揮するなど重要な役割を担っています(港 湾労災防止規定第119条)。

沿岸荷役主任者教習の講師については、当協会の 沿岸荷役主任者教習実施要領(昭和54年8月31日 付け港災防発第39号)の定めにより「協会本部の 実施する講師養成研修修了者」を充てることとされ ています。

当協会では、令和4年度、3年ぶりに「沿岸荷役主任者教習の講師養成研修」を実施いたします。

この機会に、関係の方々が多数受講されますよう、ご案内申し上げます。



1 開催日時: 令和4年11月18日(金)

9:00~16:40(受付8:45~)

2 会 場: 東京港湾福利厚生センター

(東京都港区海岸3-9-5 Tel 03-3452-6391)

3 受講資格: 各科目について裏面の資格を有する者

4 定 員:30名

5 受講料: **18,700円**(テキスト, 資料, 昼食費等を含む。)

6 内 容:

9:00~ 9:10	< オリエンテーション >
9:10~10:10	玉掛け作業及び合図の方法に関する知識
	休 憩
10:15~11:15	荷役機械等の構造及び取扱いに関する知識
	休 憩
11:20~12:20	はい付け,はいくずし作業に関する知識
	昼食
13:10~14:10	関係法令
	休憩
14:15~15:15	作業の指揮に必要な知識
	休 憩
15:20~16:30	荷役の方法に関する知識
16:30~16:40	< 修 了 証 交 付 >

7 申込方法: 申込書に所定事項をご記入の上, 受講料を添えて

10月31日(月)まで、所属総支部にお申し込みください。

8 修 了 証 : 修了者には, 修了証を交付します。

※ 受講資格は、下表のとおりです。

教習科目	資格
作業の指揮に必要な知識	1 大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後3年以上沿岸荷役作業に係る安全管理に関する業務に従事した経験を有するもの2 高等学校を卒業した者で、その後5年以上沿岸荷役作業に係る安全管理に関する業務に従事した経験を有するもの3 10年以上沿岸荷役作業に係る安全管理に関する業務に従事した経験を有する者
荷役機械等の 構造及び取扱い に関する知識	1 大学又は高等専門学校において船舶工学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後3年以上沿岸荷役に関する業務に従事した経験を有するもの 2 高等学校において船舶工学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後5年以上沿岸荷役に関する業務に従事した経験を有するもの 3 クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許又はデリック運転士免許を有する者で、10年以上沿岸荷役に関する業務に従事した経験を有するもの
玉掛け作業及び 合図の方法に 関する知識	1 大学又は高等専門学校において力学又は応用力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後2年以上玉掛けに関する業務に従事した経験を有するもの 2 高等学校において力学又は応用力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後4年以上玉掛けに関する業務に従事した経験を有するもの 3 揚貨装置運転士免許、クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許又はデリック運転士免許を有する者(昭和53年労働省令第35号附則第3条の「就業制限に関する経過措置」に該当する者に限る。)で、10年以上玉掛けに関する業務に従事した経験を有するもの 4 玉掛け技能講習修了者で、10年以上玉掛けに関する業務に従事した経験を有するもの
荷役の方法に関する知識	1 大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後3年以上沿岸荷役作業に関する業務に従事した経験を有するもの2 高等学校を卒業した者で、その後5年以上沿岸荷役作業に関する業務に従事した経験を有するもの3 沿岸荷役作業の監督又は作業指揮の業務に5年以上従事した経験を有する者4 クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許又はデリック運転士免許を有する者で、10年以上沿岸荷役に関する業務に従事した経験を有するもの
はい付け, はい くずし作業に 関する知識	1 大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後3年以上はい付け、はいくずし作業に関する業務に従事した経験を有するもの2 高等学校を卒業した者で、その後5年以上はい付け、はいくずし作業に関する業務に従事した経験を有するもの3 はい作業主任者技能講習修了後3年以上はい付け、はいくずし作業に関する業務に従事した経験を有する者
関係法令	1 大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後1年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの2 高等学校を卒業した者で、その後3年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの3 5年以上産業安全の実務に従事した経験を有する者



東京港湾福利厚生センター

東京都港区海岸 3 - 9 - 5 TeLO3 - 3452 - 6391

交通アクセス

- JR田町駅芝浦口(東口)より徒歩11分
- 新交通ゆりかもめ芝浦ふ頭芝浦口(東口) より徒歩6分

令和 4 年度 沿岸荷役主任者教習講師研修 受講申込書

港湾労災防止協会会長 殿 上記の研修に参加を申し込みます。

修了証	
交付番号	

No.			
INO.			

ふ 氏	りがな 名			生年月日	昭和 平成		年			月	日	4	Ξ	
現在の職名			卒業学校名	呂 学科										
現	住 所	ī				卒業	年月			年	月	卒		
職歴														
免許・修了証取得事項	,	クレーン運転士	昭和・平成	年	月	日		()	労働局	No.		号	
	移動	式クレーン運転士	昭和・平成	年	月	日		()	労働局	No.		号	
	=	デリック運転士	昭和・平成	年	月	日		()	労働局	No.		号	
	クレー	-ン・デリック運転士	平成	年	月	日		()	労働局	No.		号	
	i	易貸装置運転士	昭和・平成	年	月	日		()	労働局	No.		号	
	船	内荷役作業主任者	昭和・平成	年	月	日				No.		号		
	(よい作業主任者	昭和・平成	年	月	日				No.		号		
	玉挂	lけ技能講習修了者	昭和・平成	年	月	日				No.		号		
沿岸関係業務	沿岸	荷役に関する業務	昭和・平成	年	月か	5	年	月	(又は現在	まで)		年	か月
	玉	卦けに関する業務	昭和・平成	年	月か	5	年	月	(又は現在	まで)		年	か月
	沿 <i>i</i> 管	≑荷役に係る安全 ₹理に関する業務	昭和・平成	年	月か	5	年	月	(又は現在まで)				年	か月
		岸荷役に係る安全 ↑理に関する業務	昭和・平成	年	月か	5	年	月	(又は現在	まで)		年	か月
	はいた	け, はいくずし作業 に関する業務	昭和・平成	年	月か	ら	年	月	(又は現在	まで)		年	か月
	産	業安全の実務に 従事した経験	昭和・平成	年	月か	6	年	月	(又は現在	まで)		年	か月
担当科	する 目													

- [注]
 (1)「学校名等」欄には,講師資格に必要な事項を明記すること。
 (2)「職 歴」欄には,安全関係を主体に簡単に記載すること。
 (3)「担当する科目」欄には,講師資格に照らし教習の際に担当できる科目を記載すること。
 (4)「修了証交付番号」欄及び「No. 」欄には記入の必要なし。